

令和4年8月25日  
東北地方整備局  
高瀬川河川事務所

## 高瀬川（小川原湖）で大量のニンニクが漂流 ～不法投棄の可能性もあり～

8月25日午前中に、高瀬川支川の砂土路川から大量のニンニクが漂流しているという情報提供がありました。

「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する可能性もあることから、高瀬川を管理する当事務所及び砂土路川を管理する青森県で現地確認を行いました。不法投棄した状況等の確認は出来ませんでした。警察へは通報しております。

なお、水質悪化等の支障は確認されておられません。

詳細は次のとおりです。

情報入手日時：令和4年8月25日（木）9時ころ

情報内容：砂土路川合流点の小川原湖でニンニクが天の川状に漂流している  
※現在は散在しています。（別紙1）

8月25日の対応：■高瀬川河川事務所及び青森県による現地確認を実施。  
■高瀬川河川事務所では船による搜索も行い散乱した数個のニンニクを回収。青森県では砂土路川沿いで10個程度のニンニクの河岸漂着を確認。但し、いずれも本日情報提供のあった事象の物であるかは不明。（別紙2）  
■情報提供を元に現地確認した結果、高瀬川（小川原湖）及び砂土路川でニンニクの漂流等を確認したことについて警察に通報しております。

今後の対応：①今後、高瀬川の川岸に漂着するようなことがあれば回収します。  
②不法投棄の事実が判明した場合は警察へ被害届を提出します。  
③今後も河川巡視等により発見した悪質な違法行為に対しては、関係機関と協力し、原因者の特定に努めていきます。

【参考資料】「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（別紙3）

発表記者會：八戸市政記者クラブ、八戸市地方紙等資料提供社、三沢記者會

### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所

住所 八戸市石堂3丁目7-10

電話 0178-28-7135（代表）

えのき きよかず

工務課長 榎 清和（内線311）







小川原湖を漂流していたニンニク①



小川原湖を漂流していたニンニク②



砂土路川に漂着していたニンニク①



砂土路川に漂着していたニンニク②

# 河川にゴミを捨てる行為は「違法」です。

## ○河川法（河川法施行令第16条の4）

何人も、みだりに次の行為をしてはならない。  
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること

**3ヶ月以下の懲役、又は20万円以下の罰金**

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第5条）

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金、又はその両方**